

# 令和5年度 事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人なかの里を紡ぐ会

## 1 事業実施の方針

- ① 医療・介護の専門職や地域団体、区内の医療系大学、区内で活動する他のNPO等との連携を図りながら、「地域包括ケア」「ACP」「緩和ケア」「人生最終段階のケア」「認知症になっても安心して暮らせる街づくり」等をテーマとする勉強会やイベントに、オンラインを含む多様な方法を用いて参加し、また発信する機会を創ることにより、当法人のミッションについて普及・啓発を行う。
- ② 各事業は感染症対策を適正に実施することにより感染を予防し、利用者が安心して介護サービスを利用し、また職員自身も安全にサービスの提供を行うことができる体制を構築する。
- ③ 各事業は区内の介護関連事業所と連携のもとに、ご本人の希望に寄り添い、ご家族とも協力しながら可能な限り自宅で暮らすことを支援する。
- ④ ホームホスピス事業は地域に開いた運営を心がけ、近隣住民との交流の機会を設けていく。
- ⑤ 地域の中でのよろず相談機能を担う為に、保留となっていた「暮らしの保健室」事業について開始を検討する。
- ⑥ 多様な年齢の方を受け入れていく為に訪問介護事業は障害福祉サービスの指定申請を行う。
- ⑦ 通所介護事業は地域におけるサービス供給量を見据えて、令和5年10月末日をもって廃止する。
- ⑧ 全事業において事業継続計画（BCP）を策定し、持続可能な運営体制を構築する。

## 2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額 (単位千円)
保健、医療又は福祉の普及啓発及びネットワーク構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ACP」「地域包括ケア」「緩和ケア」「人生最終段階のケア」「認知症になっても安心して暮らせる街づくり」等のテーマの地域の勉強会や講演会、イベントに参加、企画に携わる。</li> <li>・「MIKAN」の活動に参加し、発信の機会を創る。</li> </ul>	令和5年4月より通期	中野区内 公共会議室 等	10人	中野区民 医療介護 専門職等 150人	0
終末期療養者及び要介護高齢者の生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ホームホスピス里の家』（定員5名）の運営</li> <li>年齢・病名・障害を問わずに多様な入居者を受け入れる体制を整備する。</li> </ul>	令和5年4月より通期	中野区	14人 (内11人は訪問介護と兼務)	中野区民等 要介護高齢者・ 終末期療養者等 :7人	20,363
介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者および第1号訪問事業対象者への生活援助および身体介護</li> <li>・ホームホスピス里の家の入居者への訪問介護</li> </ul>	令和5年4月より通期	中野区	11人 里の家と兼務	中野区民等 10人程度	23,520

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスとして指定申請を行い、若年の利用者への居宅介護等を行なう。</li> <li>・障害者を対象とした居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護</li> </ul>	<p>令和5年6月頃までに指定申請</p>	<p>中野区</p>	<p>3人 訪問介護と兼務</p>	<p>中野区民 3人程度</p>	<p>300</p>
<p>介護保険法又は健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険対象者および医療保険対象者への訪問看護</li> <li>・区内居宅介護支援事業所、区内介護事業所および近隣病院の退院支援室や地域連携室等と連携して勉強会や交流会に参加</li> <li>・常勤看護師1名、非常勤看護師2名を採用予定</li> </ul>	<p>令和5年4月より通期</p>	<p>中野区</p>	<p>9人 内訳： 看護師 6人 PT 1人</p>	<p>中野区民 100人</p>	<p>39,800</p>
<p>介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の重度化に可能な限り対応する。</li> <li>・地域における供給量を見据えて、令和5年10月末日をもって事業を廃止する。</li> </ul>	<p>令和5年4月より 令和5年10月</p>	<p>中野区</p>	<p>11人</p>	<p>中野区民 10人／日</p>	<p>13,300</p>
<p>介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援及び要介護高齢者のケアプランの作成・ケアマネジメント</li> <li>・要介護認定調査</li> <li>・地域のネットワーク会議や事例検討会に参加</li> </ul>	<p>令和5年4月より通期</p>	<p>中野区</p>	<p>2人</p>	<p>中野区民 80人程度</p>	<p>10,200</p>
<p>健康及び介護、人権擁護に係る相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のよろず相談所としての機能を担う為に、「暮らしの保健室」事業の開始を検討する。</li> <li>・地域包括支援センターや中野区在宅療養相談窓口、社会福祉協議会等と連携した相談支援体制を構築する。</li> <li>・既存のまちなかサロン（ほっとサロン南口）の運営に参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年6月頃より「暮らしの保健室開始プロジェクト」を開始予定</li> <li>・ホームページやSNSでの案内</li> <li>・まちなかサロン 4月より通期</li> </ul>	<p>中野区</p>	<p>6人</p>	<p>中野区民 不特定多数</p>	<p>0</p>